

# 「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県に帰属する「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマークの著作権に基づき、キャンペーンマークの適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用承諾及び管理を行う機関)

第2条 山形県は、キャンペーンマーク等の使用承諾及び管理業務を、「山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会」(以下「協議会」という。)に委託する。

(使用の範囲)

第3条 キャンペーンマークは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) やまがた米っ粉クラブ事業者会員が、本県産米を原料とした米粉(以下「県産米米粉」という。)又は県産米米粉を使用した米粉食品の販売促進のため商品パッケージ、シール、商品パンフレット、メニュー、ポスター等に掲載する場合
- (2) その他広報ツール、名刺等に掲載し、県産米米粉又は県産米米粉を使用した米粉食品の普及啓発のために使用する場合

(表示)

第4条 前条の規定によるキャンペーンマークの表示は、別記「「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用の手引き」(以下「手引き」という。)のとおりとする。

(使用の申込)

第5条 第3条の規定によりキャンペーンマークを使用しようとする者(以下「キャンペーンマーク使用者」という。)は、あらかじめ「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用申込書(別記様式)を協議会に提出しなければならない。

(使用の承諾)

第6条 協議会会長は、前条により申込のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾し、「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用承諾を通知するものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を附することができる。

(使用料)

第7条 キャンペーンマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 キャンペーンマークの使用に関する事故又は苦情については、キャンペーンマーク使用者は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第9条 協議会会長は、キャンペーンマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第10条 協議会会長は、キャンペーンマーク使用者が次各号のいずれかに該当した場合は、使用承諾を取り消すものとする。

- (1) 手引きに反して使用したとき
- (2) キャンペーンマークを不正に使用したとき
- (3) 第8条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (4) その他「やまがた米っ粉クラブ」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については協議会が山形県に協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

(別記様式)

## 「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用申込書

年 月 日

米粉利用拡大プロジェクト推進協議会

会長 山形県農林水産部長 殿

住所 (法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名 (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用管理要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、使用にあたっては、「やまがた米っ粉クラブ」キャンペーンマーク使用管理要綱 (以下「要綱」という。) の規定を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 申請者 (法人、団体) の概要
- 2 使用目的 (品目 (米粉にあつては県産米の使用割合、米粉食品にあつては要綱第3条に規定する県産米米粉の使用割合を付すこと) ・イベント名など)
- 3 使用する形態 (図案を添付すること)
- 4 使用数量
- 5 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日